

## 平成29年度環境対応車導入促進助成金交付要綱

平成29年4月1日 制定  
一般社団法人 兵庫県トラック協会

### (事業の趣旨)

#### 第1条

この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が国、地方公共団体等、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調し、環境対応車の普及を促進するため、環境対応車を導入した兵ト協会員事業者に対して、助成金を交付する。

### (定義)

#### 第2条

この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「環境対応車」とは、貨物自動車の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規程による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車（以下「検査済自動車」という。）であって、車両総重量2.5t超の天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む。）、ハイブリッド自動車、電気自動車、自動車排出ガス規制による平成21・22年規制適合車ディーゼル自動車をいう。

但し、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車に関しては、国土交通省の低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針（平成29年3月31日国自貨第177号）に準ずるものとする。

(2) 「会員」とは、兵ト協の会員であって、環境対応車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

### (助成の対象)

#### 第3条

兵ト協及び全ト協は、会員が前条（1）の環境対応車を導入する場合、助成金を予算の範囲内で交付する。但し、導入する環境対応車がディーゼル車の場合にあっては、兵ト協の助成に限る。

2 兵ト協及び全ト協は、前項の助成事業に係る要領等を別に定める。

### (助成金の交付額)

#### 第4条

前条第1項の助成金交付額は、別表のとおりとする。但し、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を減額することができる。

2 消費税は助成の対象外とする。

### (車両の登録)

#### 第5条

助成金の対象となる車両は、当該年度の別に定める期日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。（使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く。）

### (交付申請)

## **第6条**

会員は、助成金の交付を受けようとするときは、別に定める交付申請書を期日までに、兵ト協に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

### **(交付決定)**

## **第7条**

前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、「環境対応車導入促進助成金交付決定通知書」により会員に通知する。

### **(実績報告)**

## **第8条**

会員は、第7条の交付決定を通知された環境対応車の導入を完了したときは、速やかに別に定める日までに、兵ト協に提出し、導入が完了したことを報告しなければならない。

- 2 リースによる導入のときは、リース会社が実績報告を提出しなければならない。
- 3 前2項、第3項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

### **(助成金の交付)**

## **第9条**

兵ト協は、当該助成金の交付申請、又は実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、その助成金の条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定する。

- 2 兵ト協は、前項の額を確定した場合、会員又はリース会社に助成金の確定通知により通知する。
- 3 兵ト協は、第4条の規程による交付額を、速やかに会員又はリース会社に交付する。

### **(申請の変更・取下げ)**

## **第10条**

会員は、申請内容の変更、交付の辞退をするとき、並びに事業の遂行が困難となったときは、速やかに別に定める届出書を兵ト協に提出しなければならない。

### **(交付決定の取消しと助成金の返還)**

## **第11条**

会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 会員、又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、兵ト協、及び全ト協は、当該車両に係る助成金の交付の決定の全部、又は一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

①助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく处分に違反したとき。

②事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

③差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

④会員が兵ト協を脱会したとき。

- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に会員に交付されているときは、会

員に対し、期限を定めてその返還を求めることができる。

**(財産の処分の制限)**

**第 12 条**

会員は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

**(交付申請等の除外)**

**第 13 条**

第 6 条第 2 項の（交付申請）及び第 7 条の（交付決定）、並びに第 8 条（実績報告）及び第 9 条第 2 項（助成金の交付）は、導入した環境対応車がディーゼル車の場合にあっては、その限りではない。

**(その他必要な事項)**

**第 14 条**

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

**(附則)**

本要綱は平成 29 年 4 月 1 日より適用する。